

第3章 計画の基本方針

1. 沼津市における取組の理念と方針

(1) 基本理念

～すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために～

近年、都道府県だけではなく、市区町村においても子どもの貧困対策についての計画策定数に増加が見られるなど、地方公共団体における子どもの貧困対策の充実は国をあげて進められているところです。

本市においても、平成31(2019)年3月に「沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による経済への影響や、長期化しているロシア・ウクライナ情勢及び歴史的円安による物価の高騰等によって、今後の住民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、令和4(2022)年度に実施した本市のアンケート調査の結果においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を伺う設問で収入の減少があった方が約2割いることや、保護者の悩みについては、「生活費」の回答が“子どもの貧困世帯”や“母親と子どもからなる世帯”では全体と比較して多くなっていることから、特に貧困世帯や母子世帯に対しての経済的支援、生活支援は喫緊の対策が必要となっています。

本計画においては、前計画である「沼津市子どもの貧困対策推進計画」の基本理念である、「～すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために～」を踏襲し、本市の未来を担うすべての子どもたちが様々な将来の展望を描き、成長していくことができる社会の実現を目指すため、引き続き、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」、さらには「支援ネットワークの推進・活用」等、総合的な貧困対策を進めていきます。



(2) 施策の方針

本市では、すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの重点施策と、それをつなげる「支援ネットワークの推進・活用」を含めた5つの施策を柱として計画を推進していきます。

施策1 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

施策2 生活の支援

子どもが教育を享受するためには、その置かれた環境が整備されていなければなりません。十分な教育効果の前提は、安心して生活できる環境です。このためには、貧困などに由来する家庭の複合的な課題を解決する包括的な支援体制が必要となります。

福祉部門を中心として、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施していきます。

施策3 保護者の就労支援

子どもが安心して教育を受けるためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、保護者自身が生活困窮世帯に属しているために、その能力に見合った教育を受けていないこともあります。本市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯・ひとり親世帯をはじめ、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援していきます。

施策4 経済的支援

子どもやその保護者が安心して暮らせる生活環境の基盤を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等の施策の周知徹底を図り、また、それら施策を組み合わせる支援を行いながら、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

施策5 支援ネットワークの推進・活用

様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図るとともに、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって解決にあたる連携体制を推進し、活用していきます。

(3) SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進

本計画は、「誰ひとり取り残されない」社会の実現を基本理念とするSDGsの考え方を踏まえて施策を推進します。

【SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標】



SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールで構成されており、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことをその基本理念としています。

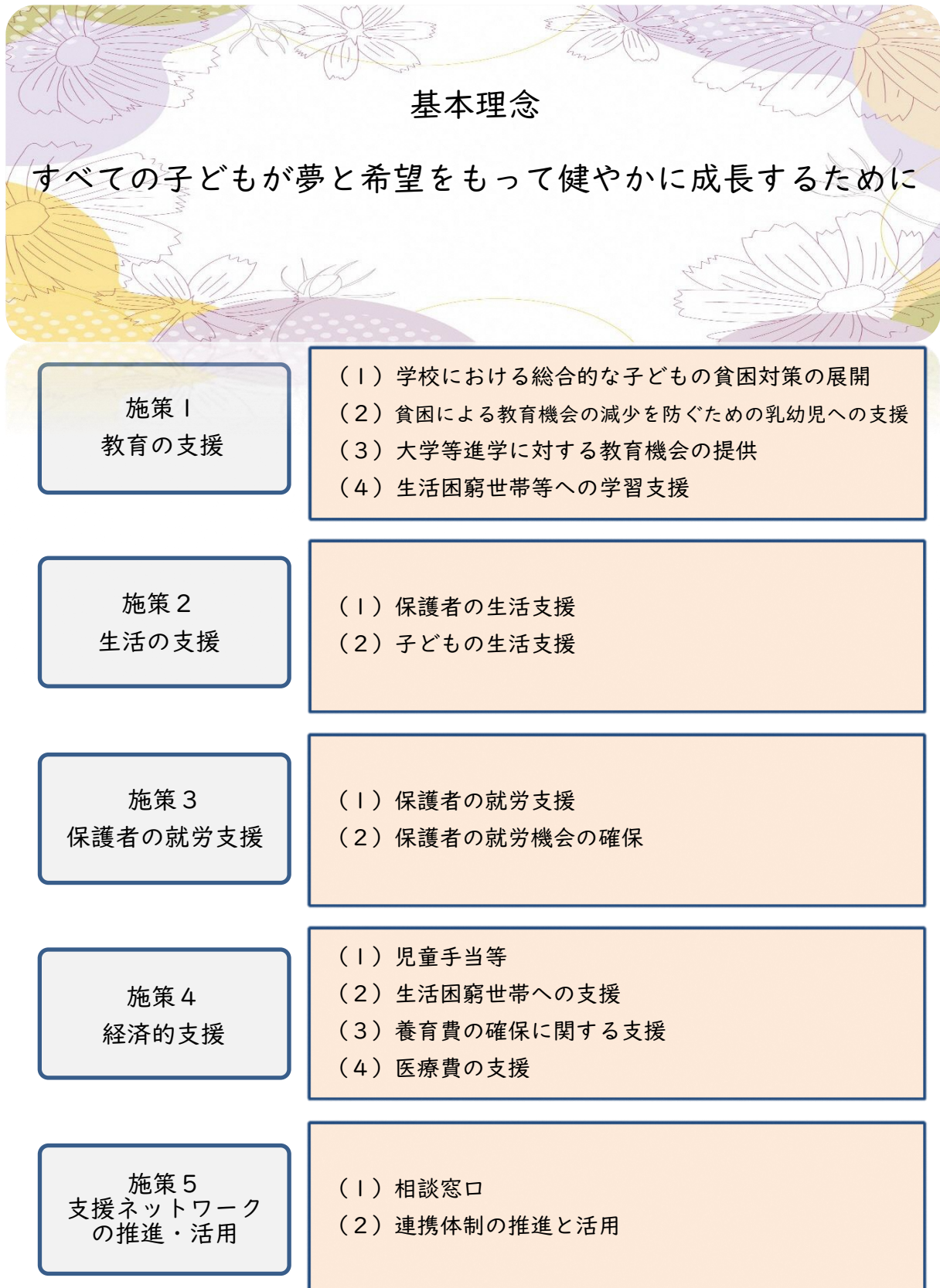
本計画では、SDGsの目標のうち、

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も

が関連しています。

2. 計画の体系





本計画の施策の体系は下図のとおりとなっています。



3. 子どもの貧困対策に関する指標の管理と目指す方向


本計画の進捗や対策の効果等を評価・検証するため、4つの指標を設定し、数値を毎年管理・経年比較しながら数値の改善を目指し、必要に応じた施策の見直し等を図っています。

また、重点施策をつなげる「支援ネットワークの推進・活用」として、市の指標とともに本市における児童数、ひとり親世帯数、高校進学率・中退率、生活保護受給率、児童扶養手当、就学援助制度の利用者数や、国の大綱に定める指標などの統計情報を整理し、経年で更新する「沼津市子どもの貧困データベース」を作成し、毎年指標を管理するとともに、庁内各課に共有及び外部への情報発信に努めます。

指標	前計画 平成29年度 実績	本計画 令和4年度 実績	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの大学・専修学校等進学率	18.2%	50.0%	
児童扶養手当受給者の就業率	79.0%	70.3%	
生活保護世帯に属する18歳未満の子どもの割合	0.6%	0.6%	
児童扶養手当受給世帯に属する18歳未満の子どもの割合	8.1%	8.0%	

国（大綱）の指標	数値		
	前計画 （平成28年度）	本計画 （令和3年度）	前計画との比較 （ポイント）
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	83.3%	97.4%	14.1
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.3%	2.6%	-0.7
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0%	100.0%	0.0
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0%	100.0%	0.0
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で書類を配布）	100.0%	100.0%	0.0
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	65.2%	84.3%	19.1
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	80.9%	89.4%	8.5

4. ライフステージから見た施策

	0歳児～3歳児	4歳児～6歳児	小学校段階	中学校段階	高校段階	大学等段階	保護者
1 教育の支援	(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援 子育て支援センター、ブックスタート・ブックステップ事業						(2)
	(4) 生活困窮世帯等への学習支援 学習支援事業、ひとり親家庭等就学支援助成、就学援助制度						(4)
			(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開 放課後学習支援員の配置、スクールソーシャルワーカーとの連携、教育相談事業				(1)
			(3) 大学等進学に対する教育機会の提供 教育相談事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金等				(3)
2 生活の支援			(2) 子どもの生活支援 子どもの居場所づくりの支援、放課後児童クラブ等				(2)
	(1) 保護者の生活支援 ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ひとり親家庭専用相談窓口、子育て短期支援事業、母子生活支援施設、利用者支援事業、産後ケア事業、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業等						
3 保護者の就労支援						(1) 保護者の就労支援 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業等	
						(2) 保護者の就労機会確保 保護者の就労相談	
4 経済的支援	(1) 児童手当等 児童手当、児童扶養手当、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業						
	(2) 生活困窮世帯への支援 就学援助制度、ひとり親世帯への進学支援の情報提供、JR通勤定期の援助						
	(3) 養育費の確保に関する支援 ひとり親家庭専用相談窓口						
	(4) 医療費の支援 ひとり親家庭等医療費助成、こども医療費助成						
5 支援ネットワークの推進・活用	(1) 相談窓口 児童家庭相談、ひとり親家庭専用相談窓口、教育相談事業、障がい者基幹相談支援センター、女性相談等						
	(2) 連携体制の推進と活用 要保護児童対策地域協議会、沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議、子ども貧困対策早期対応パンフレットの作成、教育保育関係者等への子どもの貧困対策研修会の開催						